

第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	平野 充
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>【御坊市】 「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について」</p>		
<p>【奈良市】 「路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組みについて」</p>		
<p>【野洲市】 「くらし支え合い条例に基づく困窮者支援等について」</p>		
令和元年 10月 8・9・10日		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>【御坊市】</p> <p>御坊市での取り組み(市の意識)は、認知症の人に何かをしてあげるという感覚ではなく、認知症の人と一緒に行動する、生活を共にするとの感覚のもと、本当の意味での寄り添いが出来ていた。それらは、現場を徹してまわる中で市(職員)が気づき、意識変革が起き、良い形で実っていった。</p> <p>認知症の人と一緒にいても放っておいたら自分からは喋ってくれない。こちらが柔らかく接していくと自然に喋ってくれる。</p> <p>認知症になる前から、認知症には誰もがなるとの意識をまち 자체が、その雰囲気を作っていた。</p> <p>「認知症に優しいまち」ってどんなまち？を模索するとき、サポーターがいっぱいいるまち？誰もが見守ってくれるまち？認知症カフェがいっぱいあるまち？認知症予防を推進するまち？等々、考えたが、認知症の人たち(認知症の人の側)が感じる「やさしい」は何だろうと必死で考えていた。</p> <p>そして、プロジェクトチーム発足したとき、行政は最初から横断的な連携をとっていた。</p> <p>生活を共にする中で発見したことの事例として、認知症の方は、お買い物に出かけてもお札ばかりを使う。理由は細かいお金は支払いに時間がかかる</p>		

り、まわりの他のお客さんに迷惑をかけると感じているからであった。細かな動作一つ一つについての洞察は素晴らしいだった。

御坊市では、スターチス農園を運営してくださる方々のご協力もあり、認知症の人でも役に立っていると本人も感じながら、生き生きと過ごせる環境を作り上げていた。

また、若年性認知症の方々も細かく接しながら、若い方々もはつらつと生活されていたことが素晴らしいだった。

### 【奈良市】

奈良市では路上喫煙防止条例を施行して10年が経っている。

その定められた路上も一部のエリア(道路沿い)に限られ、想定していたよりは狭い範囲であった。

外国人観光客が多い奈良市への視察は、今後、調布市にも外国人観光客が多く来られるので有意義であると見込んでいた。外国人への注意は「NO smoking」の一言で伝わるとの回答であった。施行開始当時から、見回り(注意)に警察 OB の方々も加わっていたことが分かった。

過料については、「注意をしても止めなかつた場合」科せられることになっているが、これまで1件も過料を科したことは無いとの回答には驚いた。みな、注意をすれば止めたとのことだった。現在は専従の職員というのではなく、月に1回、市で見回りを行っている状況であった。また、キャンペーンを行ったときは、市内の大学と連携し、学生さんが活躍してくれていた。

その他、受動喫煙防止に向けた取組みとしては民間企業として会社内の健康施策の一環で講演会を設けられ、そこに行政も協力されていた。

## 【野洲市】

野洲市くらし支えあい条例には前文が設けられていた。力の入っている条例であることが分かる。その中には、近江商人の教えである「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方よしの精神をもとに市民の自立と地域社会の健全な発展の促進が述べられていた。

この視察(野洲市)の感想を結論から言えば、すこぶる感動した。

職員が素晴らしい。実力がある。雇われ根性がない。自発で市民に寄り添っている。

ただ、コンパクトな自治体だからこそ、その独自性が發揮できるのかなとも感じた。

「何か困れば市役所の市民生活相談」と、市民が駆け込めるような窓口開放であった。そこで市は、その人、その人に添った一歩深く踏み込んだ具体的な手を打つ。借金の聞き取りを始め、生活困窮者に対し、税金や保険料の納め方、生活スタイルへのアドバイスが懇切丁寧に行われていた。すべて市直営で行っていた。よって、個人情報の保護も守られていた。

庁内での横断的連携は見事である。市民部を中心になって生活困窮・多重債務等の窓口が設けられ、そこから、相談者ごとに違う課題について、横断的連携が即座になされていた。

市民との接し方は市役所の立場からではなく、目の前の市民の立場で相談にのっているからこそその野洲市のシステムであると、感動した。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

特になし

## 第2様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	元木 勇
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
1) 10/8（火）1日目 和歌山県・御坊市 「認知症の人とともに築く総活躍のまちの条例について」		
2) 10月9日（水）2日目 奈良県・奈良市 「路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組みについて」		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
1 市の責務と使命、そして理念を条例に  さまざまな場面で認知症の人たちが地域で活躍している。認知症にやさしいまちって何なのか？誰もがより良い暮らしができる地域をつくるという市の責務と使命を表明するために条例を  なぜ、条例が必要なのか？  施策の内容は変化していくけど、認知症の人の視点重視は変わってはならない。そのための「エンブレム」のようなもの。 認知症サポート医、医療機関、事業所、家族、そして本人。 認知症にやさしいまちづくり条例 作成ワーキングチーム結成。 高齢化社会において、大事なテーマだと思います。		
2 美しく、安全で快適なまちをつくるため、「奈良市路上禁煙防止に関する条例」を施行しています。 本条例は国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的としています。  道路、公園などの屋外の公共の場で、他人の身体に危険を及ぼしたり、吸い殻の散乱を招くおそれのある路上喫煙をしないように、務めることを定めています。		
路上喫煙禁止地域を指定しています。  「奈良市路上喫煙防止に関する条例」に基づき、特に路上喫煙を禁止として「路上喫煙禁止地域」を指定しています。市民の皆さんや通勤、通学、観光などで奈良市に来られた方が、路上喫煙禁止地域内で路上喫煙をし、指定職員による是正指導に従わない場合、1000円の過料が科されます。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
大変 有意義な研修でした。		

第2様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	元木 勇
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
10／10（木）3日目 滋賀県野洲市 「くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について」		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>1 みんなで守る、高齢者等の見守り、ネットワークづくりが、進んでいます。</p> <p>地域には、認知症やひとり暮らしによる孤独感を持つ高齢者、また高齢者にかぎらず生活の中でさまざまなお困りごとを抱えている方が多くいます。誰にも相談できず、悪質商法や詐欺被害にあったり、生活が苦しくなったり、深刻な事態に陥ってしまう方もいます。</p> <p>こうしたことを防ぐためには、地域の身近な人々の声かけや訪問など、日常の「ゆるやかな見守り」「気づき」を通じて、できるだけ早期に発見し、必要な支援につないでいくことが重要です。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
大変 有意義な研修でした。		

第3号様式(第4関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	小林市之
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
厚生委員会行政視察		
2 実施結果に対する所感、意見等		
(1) 和歌山県御坊市 「認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について」		
<p>平成31年4月から施行されたこの条例は、認知症の人も含め生き生きと活躍でき、希望を持って自分らしく暮らせるまちの実現を目指し制定された。この条例作成には、すべての会議に認知症の人が出席し、地域で暮らす認知症の人たちにも様々な意見を聞きまとめあげられたものとのこと。</p>		
<p>この条例のスタートは、認知症の当事者である家族（妻）から、「一人では夫の介護は無理、地域の人に夫が認知症であることを知つてもらいたい」との思いにどう応え、そこから地域ぐるみでのさまざまな取り組みが始まったとのことである。</p>		
<p>長らく途絶えていた地域住民が月に1回集まり交流する会も復活させ、地域のつながりを再構築した。この取り組みが広がり、認知症の当事者や障害者、一人暮らしの高齢者等が集まり、皆がやりたいことをやりながら絆を深めているとのこと。</p>		
<p>特に、全国一の生産量であるスターチスの花言葉が「変わらぬ心」「途絶えぬ記憶」「永久不変」であることから、認知症支援のシンボルにし、生産農家から出荷の終わったスターチスの提供を受け、認知症の方々が収穫し、ノベルティ（記念品）としてイベント等でPRしている。</p>		
<p>このような取り組みにより、認知症になっても、何歳になっても、誰もがこれからの暮らしに希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができるまちを実現するために、認知症の方々と作り上げた条例であるとの担当職員の熱のこもる話を聞くことが出来たことは、今後の本市の認知症の方々に対する取り組みにも多いに参考となった。</p>		

### 第3号様式(第4関係)

#### (2) 奈良県奈良市 「路上喫煙防止に関する条例（過料有り）及び受動喫煙防止の取り組みについて」

条例が施行されて10年になり、命令に従わない者に1,000円の過料も規定されているが実際には1件も過料は実施されていないこと。理由としては、注意するとその場での喫煙は止めるので過料まではいかないとのこと。奈良警察のOBを路上喫煙防止指定職員（嘱託職員）として対応に当たっていたが、今年度は予算がなく嘱託職員を配置していないとのことであった。奈良市長からは、路上喫煙禁止エリアを広げられないかとの指示もあり、検討中のことのようだが、取り締まる嘱託職員の予算付けが出来ない現状を見るとエリアを広げても効果を得ることは難しいと感じた。

のことから、本市としては、取り締まる職員の予算付けはしっかりと行い、条例が出来た効果を發揮していかなければならないと痛切に感じた。

#### (3) 滋賀県野洲市 「くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について」

野洲市の取り組みの中で一番驚いたことは、担当の生水課長のリーダーシップである。平成11年当時から消費生活相談の嘱託職員として相談業務を担当し、その後、ワンストップサービスともいえる市民生活相談課を立ち上げ、市民への相談機能を集約化したことは実際に素晴らしいと感じた。特に、高齢者が悪質業者に騙される昨今、消費者庁が悪質業者から押収した顧客名簿などの提供を受け、見守る必要性の高い住民のリストを作成したり、今年度からは、消費者庁と地元警察署から提供された顧客名簿と市の介護保険台帳などを照合し、見守りリストを作成、民生委員が対象者を日常的に訪問するなどして相談につなげているとのこと。生水課長のリーダーシップとパワーに圧倒される視察であった。

本市でも、このようなリーダーシップが發揮できる人材を育成していくことが大事であり、この「見守りネットワーク」を活用し、高齢

### 第3号様式(第4関係)

者等に対する消費者トラブルを未然に防いだり、生活困窮者等に対して専門的な知見を活用し効果的に支援をしていくことの必要性を感じた。

#### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

今回の視察では、担当されている職員のリーダーシップや仕事に対して情熱をもって取り組まれている姿勢に感動した。本市においても同じように情熱をもって市民福祉の向上のために取り組まれている職員がいることを念じている。

本市でも警察署等から被害に遭った方の顧客情報をどのように活用できるかどうか検討し、高齢者等の被害者をゼロにする取り組みを早急に実施していく必要がある。

### 第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	澤井 慧
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ） 厚生委員会行政観察（令和元年10月8日～10日）		
① 和歌山県御坊市 『認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について』		
② 奈良県奈良市 『路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組みについて』		
③ 滋賀県野洲市 『くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について』		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
① 和歌山県御坊市 『認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について』 御坊市は人口約26,000人のまちで高齢化率31.1%と調布市の21%と比べると高齢化が進んでいる。人生100年と言われる長寿社会が到来し、誰もが認知症になる可能性がある中、御坊市では認知症になった「本人の視点」で条例づくりを進めてきたことが大きなポイントである。 本条例の基本理念として、以下を掲げている。 1、 認知症になっても自分らしい暮らしができること 2、 認知症の人が自分の意思でいつまでも新たなことに挑戦できること 3、 認知症の有無にかかわらず、全ての市民がくらしやすいまちとなるために、それぞれが活躍できること 一般的には認知症を支える人（多くの場合は家族になる）が、認知症の人の考え方を代弁してしまっている。しかしながら、認知症を支える人の声は必ずしも本人の代弁者とはなっていない。これでは認知症の人の主体性はなくなってしまう。だからこそ、同市では条例で「認知症の人の役割」を明記している。この役割とは本人が気づいた事を発信してもらう事である。例えば「シャンプー」とか「ボディソープ」という単語は難しくて分かりづらい。こういった意見を活かし銭湯には「あたま」と「からだ」と書いた誰にでも分かりやすいユニバーサルデザインが生まれた。 このように当事者の意見がもっと活用されるように、市では認知症施策推進のための協議体に認知症の人の参加を位置づけ、自らの言葉で発信することを促している。これまでの認知症施策は当事者が関わってこなかったが、これからは認知症の人が参加し、そして意見が反映される、当事者視点での立案が重要となる。		

## ② 奈良県奈良市

『路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組みについて』奈良市は平成 20 年 12 月に「奈良市路上喫煙防止に関する条例」が制定されている。路上喫煙禁止区域は JR 奈良駅前広場及び近鉄奈良駅前広場と大宮通り及び三条通り 2 つの大通りが路上喫煙禁止区域となっている。条例に基づいて路上喫煙防止指定職員を配置し、その指示に従わなかった者は 1,000 円の過料が課されるものである。但し、過去 10 年間で過料が課された者は一人もいないとのことである。条例制定後は市長と地元のゆるキャラ「せんとくん」が条例周知のために街頭での啓発活動を行ったり、違反者への啓発指導活動を行ったりしている。その結果、過去 10 年で路上喫煙禁止区域での喫煙率は近鉄奈良駅では 0.49% → 0.01%、また JR 奈良駅周辺では 0.76% → 0.07% と減少傾向にある。

調布市でも令和元年 7 月に受動喫煙防止条例が施行されており、今後 2,000 円の過料を科すことも検討しているため、奈良市の先例は参考にすべきである。一方で、奈良市の条例は大通りやターミナル駅 2 駅に留まっている。わが市は主要駅のロータリーや公共施設、特に学校、児童館、公園周辺でも喫煙禁止区域に指定しており、子どもの受動喫煙防止に一步踏み込んだ条例になっていると考える。わが市も今回の条例がより受動喫煙防止に実効性のあるものとするべく、条例の周知と日々の啓発活動を継続的に行っている必要がある。また、現在の禁止区域のみならず、バス停周辺など新たな禁止区域も検討していく余地がある。また、2020 年 4 月には東京都受動喫煙防止条例と改正健康増進法も施行される。市の条例も常に時代に即したものであるように、隨時アップデートしていくように対応していくべきである。

## ③ 滋賀県野洲市

『くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について』

野洲市のくらし支えあい条例は市民生活相談課が中心となっている条例である。主に消費者トラブルこの市民生活相談課は庁舎の 1 階にあり市民から一番分かりやすい位置にある。この課の一番の強みは総合相談窓口を設置しワンストップサービスを実行していることにある。まずはこの窓口でコンシェルジュとしてしっかりと相談者の相談内容をヒアリングし、内容に応じて生活貧困相談、法律相談、税務相談など各種専門相談へ接続し、市民相談課と専門相談員そして相談者が伴走していく支援体制が構築されている。この総合窓口は相談者によくあるどこに相談をしてのかいいかわからないという事を無くし、また分業化による縦割り行政の弊害でもある「たらい回し」といった事態が発生しないよう包括的な相談体制がある。

さらに困窮者支援は委託をせずに市が直営で運営している事に強みがある。多く困窮者は経済的困窮である。市民相談課は税務課・納税推進課と密に連携を取り、市民税や国民健康保険の滞納相談及び生活困窮支援事業を通じて支援すべき「見守りリス

ト」を作成している。この「見守りリスト」は例えば悪質リフォーム詐欺被害者や架空請求ハガキが送付された市民、振り込め詐欺被害者をリスト化することにより、市内の消費者被害の状況を把握し、重点的かつ効果的に見守り活動を行っている。このリストは65歳以上が8割にも及ぶ。このリスト作りには警察の協力もあり、警察が押収した詐欺被害者名簿も重要な資料となっている。

このように市民の困りごとを解決し自立を促し、生活再建に向けた支援まで面倒を見る「おせっかい」な精神こそが行政がなすべき重要な役割であり、全ての相談を積極的に解決するワンストップサービスは調布市でも取り入れていくべき事業であると考える。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

### 第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	西谷 徹
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>① 和歌山県御坊市 ; 認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について ② 奈良県奈良市 ; 路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び 受動喫煙防止の取り組みについて ③ 滋賀県野洲市 ; くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について</p>		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>① 和歌山県御坊市 認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について</p> <p>◇日本は人口の割合比率の多いエリアが高齢化していっており、調布市でも例外ではありません。それに伴い認知症による様々な事柄も浮き彫りになっております。また、若年性の認知症もあり御坊市における取組について学んでまいりました。</p> <p>◇条例制定について</p> <p>条例制定について質問してみると「認知症の人の視点で、ともにつくる」という返答がきました。また、「認知症の人視点重視はかわってはならない、その為のエンブレムである」とも言われました。最初はあまりピンと来ていませんでした。これって普通のことなんじやないの？と、単純に考えてしまいました。しかしながら、そこには認知症の方から頂いた様々な意見が集約されているものでした。</p> <p>◇様々なご意見についてご紹介いたします。正直、「じゃあ、どうすればいいのか？」ということばかりになりますがお付き合いください。</p> <p>・できることを奪わないで</p> <p>どうしても喋ることが、ゆっくりになってしまふ。すると、代わりに代弁してくれる。どうしても物を取る動作が遅くなってしまう。すると代わりに物をとってくれる。当事者はそれに任せてしまう。そのほうがスムーズいくから。当事者が喋れなかつたり物を取ることに失敗すると「認知症だから」と、思われる。そう思われることが怖くて</p>		

失敗したことを隠してしまいたくなる。そうして何もしなくなってしまう。失敗してもいいじゃないか。認知症じゃない方も失敗するんだから。

・小銭がいっぱい

ある認知症の方のご自宅にお伺いしたところ、大量の小銭が。理由を聞くと買い物するときに発生するお釣りとのこと。当初は硬貨を使うことができないのかと思いきや、レジに並んでいる方に迷惑をかけたくないから、とのこと。「イギリスにはスローレジと言うレジがありゆっくり会計ができるんですよ～。」と、お話ししたところ、「そんな恥ずかしいことはできない（レジは利用できない）。」とのこと。ちなみに小銭は自宅へ配送を頼んでいるお弁当屋さんにぴったり渡せているとのこと。（いつ使いきれるかは不明ですが）

・それって見守り？監視？

最近、高齢者に対する安全事業としてG P S の携帯やQ R コードを張り付けたりしています。所在が分からなくなつたとき安心できる大変すばらしいものであります。ただし家族側から見れば。当事者からしてみれば四六時中自分の所在地を監視されているともとれます。

また、G P S を持っていたり、Q R コードが見えるだけで買い物に来ているだけなのに勝手に心配されて保護されたりしてしまう事例もあります。

・地域でのふれあい

認知症になったが無事施設に入ることができました。家族は一安心。入所のため地域を離れることになりました。家族が久しぶりに会いに行くとぎこちない笑顔。また、認知症になってからは家の中と近所を歩き回るだけになってしまった。条例の元、できあがったワーキングチームが主体となって地域の集会を企画し先ほどの方々に参加していただいたところ饒舌に会話し、笑い、最後は力強い握手まで交わすなど、日ごろからお世話をしている介護士さんが驚くほど活動的になりました。

◇ここまで様々な一例を紹介しましたがこれまでの自分の考えを改めさせられることばかりです。最初に出てきましたが「認知症の人として

の視点」について違う勝手な認識をしておりました。これらの事例を鑑みるに、これまで私は【善意のつもりでやろうとしていたことを奪っていたり、G P Sとか安心だよね、って勝手に保護したり、施設に入れればだいじょうぶ、など思ったり。】当事者というより行政側（事業者側）、家族側の立ち位置でしか考えていないことに気づかされました。

◇本人のお思いに注力し、また、認知症の人の視点からみた、子供から大人までわかりやすいユニバーサルデザインを構築していく、大変すばらしい取り組みでした。

しかしながら御坊市 23,397 市民のうち認知症日常生活自立度Ⅱ以上（自立が難しい方）は 1,146 名（実態はそれ以上）です。前述の取組みの中でフォローできている方は 100 名ぐらいとのこと。ご本人や家族との信頼関係があって成り立つ取組みであるため進展は難しくなっていくと思われます。もちろんまだ道半ばであります。引き続き、どのような活動を行っていくのか注視してまいります。

調布市と御坊市の人口比率が約 10 倍です。地域福祉コーディネーターの配置や様々な施策を行っていく中で、調布市民全員が認知症の方【本人の声】に耳を傾ける意識を持つようにすること働きかけていくことがまず、調布市議会としての使命だと、思われます。

## ② 奈良県奈良市 路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組みについて

◇現在、調布市では受動喫煙防止条例が 7 月より施行されております。今後、調布市においても違反者に対して過料（罰金）を含む条例の今後の動向の指針とするべく、平成 20 年より路上喫煙防止に関する条例を施行（過料あり）している奈良市へ現在の実施状況を確認してまいりました。

◇奈良市における最初の運動は平成 6 年、駅前でのたばこのポイ捨てが目立ち、それらをやめさせることが目的で始まりました。平成 13 年頃には地元での運動が本格的になり、条例に至ったとのこと。

◇これまでの過料について

今回一番お伺いしたかったことの一つで違反者へ課す過料の実態（徴収

時のトラブル、実績等)があります。条例では「指定職員による是正指導に従わない場合、1,000円過料が課される」と、なっております。

しかしながら返答は予想外のもので「今まで一度も過料したことがない」(徴収していないので)「過料に関する直接的なトラブルはない」とのことでした。これまで県警のOBの方が嘱託職員として活動しているとのこと。「注意の語気が強かった。」や、視覚障がい者の方から「標識なんか見えない」と市役所へクレームがきたくらいだそうです。

#### ◇現状について

前述した県警OBの方も平成28年で引退しており、現在は1回／月のペースで職員の方が見回る程度になっております。

#### ◇調布市における受動喫煙防止条例について

引き続きの市民への周知を行っていくこと。特に過料に関しては指導員の方にも大変なストレスが予想されるため、市民への周知と指導員の方への教育及びアフターケアが必要と思われます。私の住所の近所(飛田給)にある町の中華屋さんでも11月より店内禁煙になるとのこと。条例に協力的な店舗へ条例施行後の影響についても追跡していくべきである。また、調布市の財源であるたばこ税が下がることについても考えていく必要がありこれからこそが条例を風化させないための市、並びに市民の真価が試されるのではないかと思われます。

### ③滋賀県野洲市 くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について

◇調布市も市民を多方面から支援する地域包括支援センター機能の充実並びに地域福祉コーディネーターの人員の増員など行っております。相談に来られる市民が抱えてくる問題は一朝一夕では解決しない事例が多数を占めます。その中でも難しい困窮者支援について平成28年10月から施行されている野洲市くらし支えあい条例について実施状況を検分してまいりました。

#### ◇市役所が直接相談を受けることのメリット・デメリット

生活困窮と一言に行っても要因は複数あります。離婚、子供に障がい、親が認知症や病気、自分が病気で職を失う、悪質商法による借金など様々な理由があります。

相談に来た方も「どこに相談していいのか?」「こんな相談を聞いてもらえるのか?」不安になり、相談場所にたどり着けないかもしれません。

野洲市では市民生活相談課で多岐にわたる相談機能を集約しております。【暮らしの中の困りごと（市民相談）、消費者トラブル・多重債務相談（消費生活相談）、法律相談・税務相談（弁護士会、司法書士会、税理士会、行政書士会）、行政相談（総務省）、就労支援と合わせた生活支援（やすワーク）、生活困窮者支援】これらを野洲市では「断らない相談」とし、相談者に寄り添い続ける「伴走相談」を行っております。

相談者にしてみれば相談を聞いてもらい、的確な部署等も紹介してもらえ、引き続き相談に乗ってもらえる大変すばらしいシステムです。

しかしながら野洲市の4倍の人口数である調布市に当てはめると、これらのことを行なうのは難しいと思われます。

#### ◇調布市の取組みとして

調布市では現在展開している地域福祉コーディネーターを軸に、上記のような様々な相談に乗れるよう市役所の各部署との協力体制を強化し、相談者に寄り添っていけるよう地域包括システムのさらなる充実を図っていくことの重要性を感じました。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

各項目の文中に記載

第3号様式(第4関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	林 明裕
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和元年度 調布市議会厚生委員会視察報告		
2 視察先		
○和歌山県御坊市 「認知症の人とともに築く総活躍のまち条例について」		
○奈良県奈良市 「路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組みについて」		
○滋賀県野洲市 「くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等について」		
○令和元年10月8日（火）午前中、空路南紀白浜空港へ、鉄路移動し午後、御坊市役所にて視察項目について所管課より説明を受け。本条例は、認知症の方が偏見や差別を受けずに自分らしく当たり前に生き生きと暮らし続けられる事と共に、支援されるだけではなく、本人が自らの力を活かして社会の一員として活躍できるまちをつくるという市の責務と使命を明確にして、その取り組みを推進する為に制定したもの。認知症となっても希望と尊厳を保持し自分らしい生活の中で、いつまでも新たなことに挑戦できる社会を行政が率先して進めようとする市の責務と使命は崇高な理念であり、市役所では本庁、消防本部、水道事務所、教育委員会等全ての部署から構成される庁内連携会議を立ち上げているが、市民、事業者、認知症の方に携わる関係機関が共に理解し努力していくことが何よりも求められる。我が国どの地域においても当てはまる事であり、今後の政策づくりの参考としたい。		
○令和元年10月9日（水）在来線にて大阪経由で奈良市議会へ。午後視察項目について説明を受ける。奈良市では、平成21年3月より奈良駅を中心とした中心市街地をカバーする形で路上喫煙を規制した条例を施行、11月からは指導に従わない場合の過料徴収も行う形の厳しいもの。実際には過料を徴収した実績は認められないよ		

### 第3号様式(第4関係)

うだが、禁止地域内の喫煙率は確実に低下しており JR 奈良駅前における喫煙率は条例施行後 1/10 以下という数字が出ている。併せて行われている未成年者への喫煙防止教育、禁煙指導等の効果もあり着実な成果を見せてているようだ。一方で依然として一部の喫煙者のマナー違反は見られることから受動喫煙防止へ向けての取り組みは更に進めていく必要があるようだ。

○令和元年 10月 10日（木）JR にて野洲駅まで鉄路移動。野洲市役所にて視察項目について説明を受ける。人口約 5万人の比較的小規模の市だが、平成 28 年 10 月から施行された「くらし支えあい条例」が注目を浴びている。これは消費者トラブルに対する解決力を強化すべく事業者等に対して商品やサービスの説明、資料の提供を求めること、商品テストの結果を公表すること、訪問販売事業者の登録を求めるなどを通じて地域社会の健全な発展を目指すもので、他市にはない特色が見られる。高齢者を始めとする消費者トラブルに遭いやすい市民を守る為に、消費者安全法に基づいて協議会を設立、国が事業者から押収した顧客リストの情報提供を受け、特に見守りが必要な対象者のリストを作成、社会福祉協議会、警察、民生委員等と市役所が連携することでピンポイントでの見守り活動を実現している。特筆されるのは消費者庁と警察署から提供されたデータを市役所のデータと照合し「見守りリスト」を作成、主に民生委員が日常的に訪問するなどして相談に繋げていることだろう。消費者庁からの情報提供を受けているのは全国 4 自治体に留まるが市民に寄り添う施策として注目に値する視察内容であった。午後帰京。

#### (今後の課題・調査研究すべきテーマ等)

政策づくりの参考として、様々な観点、角度から調布ならではのまちづくりに活かすことにより市民福祉の向上に繋げていきたい。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	武藤千里
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
厚生委員会行政視察		
2019年10月8日～10日		
①10月8日（火）和歌山県御坊市「認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」について		
②10月9日（水）奈良県奈良市「路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組み」について		
③10月10日（木）滋賀県野洲市「くらし支えあい条例に基づく困難者支援等」について		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
①和歌山県御坊市「認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」 <ul style="list-style-type: none"><li>今後さらに多数の人たちが認知症になる事が見込まれる社会として、市民が認知症になってからも、偏見や差別を受けずに「自分らしく当たり前に生き生きと暮らし続けること（権利がある事）」を明確に掲げることが、本人はもとより、家族や社会の安心や活力を高め、施策が役立つように方向づけられる。</li><li>支援されるという一方ではなく、本人がともにより良く暮らし活躍できる御坊の実現を～自分の力を活かして社会の一員として心豊かに暮らし続けられる社会を創る。</li><li>外出や仕事、買い物、楽しみ等、一人ひとりが望む暮らしを続けるための本人向けの情報や社会環境を整備する事を基本とすることが、安心や自立（自律）、安定した暮らしを生み出す基礎となる。</li><li>それが、本人はもとより家族や地域の負担軽減や、過剰な医療や介護などの解消をもたらすとともに、地域社会の活性化や真に役立つ産業の振興、未来の市民全体の幸せにつながる。</li></ul>		
↓ こうした市のスタンスを明確にし、取組を推進する決意表明として、認知症とともに生きる希望宣言となる条例を本人の視点で、本人とと		

もに条例をつくる

↓

条例作成ワーキングチーム

御坊市のような地域には、認知症に関する研究・学術機関等はないが、これまでともに地域づくりを考えてきた仲間、本人、家族とともに条例づくりをしたいと結成された。

↓

メンバーは本人、家族、介護の現場職員、市の職員

地域の本人の声を聴く。地域に出向いてヒアリング。

「今までこうやって本人の声を聴いてくれることが無かった。でも聴いてみると年齢に関係なく、一人ひとりがいろいろな思いを持っている。こういう声を発信すれば、他に続く本人たちも出てくる」

↓

「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」づくりに

↓

本人の声「将来的に認知症の人と区別しない地域、そしてこの条例が必要ない地域になればいいと願います。」

★認知症の方が、支援される、守られるという存在ではなく、共に暮らす仲間として能動的に関わる事ができる街にするための、私たちの認識の変革が必要だし、それを条例をつくるという形で実践した御坊市の取り組みはとても勉強になった。

②奈良県奈良市「路上喫煙防止に関する条例（過料あり）及び受動喫煙防止の取り組み」

・平成20年「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を制定

過料の条項はあるが、これまで過料を課した例はない。看板の設置、見回りなどにより啓発活動を強化している。発見した場合は、注意をして、その場で止めれば過料は課さない。

・受動喫煙防止の取り組みの効果では、市内大学でのキャンペーンを実施。学生の有志と取り組むことで、楽しく、考えてもらえる企画が

実施できる。企業からの依頼を受け、禁煙希望者の相談事業を実施。

・奈良公園などは、県の条例で禁止区域に指定されている。一方、お寺などは民地という面での難しさがあるとのこと。

★先行実施の奈良市でも、喫煙者からの要望もあるとのことで、調布市でも今後の取り組みの工夫が必要と感じた。

### ③滋賀県野洲市「くらし支えあい条例に基づく困窮者支援等」

・2016年に税金を滞納した市民など生活困窮者を支援する「くらし支えあい条例」を制定。

・市民からの生活相談を受ける中で、税金の滞納の背景に失業や生活苦、多重債務の問題が隠れいている。税金や水道料金、給食代などの滞納を市民からのシグナル=SOSと捉えて、生活支援につなげられないかと検討が始まった。

・市民生活相談課の設置。

・問題が軽微なうちに相談に来たほうが解決しやすい、生活再建と自立を支援して納税に繋げるほうが合理的との考え方。

・市税などの相談があった場合、督促状と一緒に「借金はありませんか」と書いたチラシを目立つように必ず同封する。市民生活相談課に繋がったところで相談内容を聞き、多重債務があれば法律家を紹介、住まいの悩みには一定の給付金を用意している。また、市役所の中のハローワークで就労相談に応じたり、面接のためのスーツやバッグを貸し出すことも行う。市民生活相談課を中心に包括的チームで対応できる体制をつくり“たらいまわし”にしないようにしている。

・条例の23条に「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする」とあり、アウトリーチを重視。

★この仕組み実施の中心となった市民生活相談課長は、以前は、相談担当の非正規職員だったとのこと。その方の知恵と工夫を市政に活かしていく、野洲市の在り方に感動しました。条例にあるように、市民の問題解決のために、あらゆる諸制度を活用すれば、多くの課題は解決できるので、それを市民に寄り添ってコーディネートする部署が

あればよいのではないかと思った。調布市でもできる事業だと思う。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

子どもの貧困や虐待防止問題